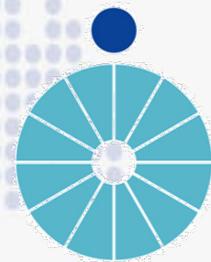


# 高等教育の国際化に関する施策と、 在籍管理及び安全保障貿易管理の徹底について

文部科学省 高等教育局 参事官（国際担当）



文部科学省



# グローバル社会で我が国の未来を担う人材の育成

令和8年度予算額(案)  
(前年度予算額)

394億円  
396億円



文部科学省

令和7年度補正予算額

6億円

## 背景・課題

- 日本人学生の海外留学及び多様で優秀な外国人留学生の受入れ・定着からなる留学モビリティの拡大、その基盤となる大学の国際化の強化とともに、それぞれが相互に作用する好循環の創出が不可欠。
- 我が国の共生社会の実現をリードし、グローバルに活躍する人材の育成に向けて、「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ <J-MIRAI>」や「Global×Innovation人材育成フォーラム 最終まとめ」等を踏まえ、多文化共修環境の整備や、社会全体で留学機運の醸成を進め、安心して積極的に留学にチャレンジできる「国際ゲートウェイ」としての大学等への支援策等を促進。

## 事業内容

### 1. 大学教育のグローバル展開力の強化 49億円(51億円)

#### (1) 大学の国際化のための教育プログラム構築 29億円(30億円)

##### (1-1) 多文化共生社会の実現に資する教育プログラムの推進 15億円(15億円)

日本人学生と外国人学生がそれぞれの文化的多様性を活かし共に学修することを「多文化共修」と位置付け、これらの共修科目や科目群・コースなどの開発・実施・普及を通して、優秀な人材の育成・獲得や、更なる大学の国際化を図る。

- 大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業  
13件(地域等連携型10件/海外展開型3件:令和6年度-令和11年度)

##### (1-2) 質の保証を伴った学生交流を行う教育プログラムの推進 14億円(15億円)

我が国にとって重要な国・地域の大学との間で、質保証を伴った連携・学生交流を進め、国際通用性の高い教育を実現するとともに、我が国の高等教育の国際競争力の更なる向上を図る。

- 大学の世界展開力強化事業
  - 人口増加や急速な経済成長を背景として国際場裡において存在感を高めるアジア諸国の大学との質保証を伴う国際交流プログラムの構築・実施を支援(キャンパス・アジア、キャンパス・アジアプラス) 4億円(新規)(令和8年度-令和12年度:20~25件程度)
  - グローバル・サウスの国々との大学間交流形成支援 3億円(令和7年度-令和11年度:12件)
  - EU諸国との大学間交流形成支援 1億円(3億円)(令和6年度-令和10年度:9件)(1億円)
  - 米国等との大学間交流形成支援 4億円(令和5年度-令和9年度:13件)(5億円)
  - インド太平洋地域等との大学間交流形成支援 2億円(令和4年度-令和8年度:14件)(2億円)

##### (2) 大学院教育の国際化 20億円(20億円)

徹底した国際拠点形成の推進や、海外大学院・国際関係機関等とのネットワーク型の教育・研究指導の実施等を通じて、大学院教育の国際性を高める取組を支援する。

- 未来を先導する世界トップレベル大学院教育拠点創出事業 19億円(19億円)
- 人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業(国際連携型) 2億円(2億円)

### 2. 大学等の留学生交流の充実 344億円(345億円)【6億円】

#### (1) 大学等の留学生交流の支援等 97億円(96億円)

早期留学経験による留学機運醸成と中長期留学の促進を図るため、海外大学との協定に基づく留学生派遣・受入れを支援するとともに、学位取得目的の留学に対し奨学金を充実させることにより経済的負担の軽減を図る。

- 大学等の海外留学支援制度 97億円(96億円)
  - 〈協定派遣型〉 56億円(56億円) 〈学位取得型〉大学院:16億円(13億円)
  - 〈協定受入型〉 13億円(17億円) 学部:11億円(10億円) 等

#### (2) 多様で優秀な外国人留学生の戦略的な受入れ 248億円(250億円)【6億円】

大学や日本学生支援機構などを始め、戦略的な留学生受入れのための情報収集・分析、海外における関係機関の連携により日本留学に関する情報発信等を強化し、多様で優秀な外国人留学生の我が国への受入れを促進する。また、こうした留学生の受入れや国内定着を促進するため、奨学金の効果的活用や国内就職等に資する取組を支援する。

- 日本留学促進のための海外ネットワーク機能強化事業 5億円(5億円)  
(令和6年度-令和10年度:6拠点)
- 外国人留学生奨学金制度 217億円(219億円)
  - ・国費外国人留学生制度 174億円(176億円)
  - ・留学生受入れ促進プログラム 32億円(32億円)
  - ・高度外国人材育成課程履修支援制度 2億円(2億円) 等
- (独)日本学生支援機構運営費交付金(留学生事業) 60億円(59億円)  
※留学生受入れ促進プログラム等の金額を除くと25億円(25億円)
  - ・留学生宿舍の運営 ・日本留学試験の実施 等
- (独)日本学生支援機構施設整備費【5億円】
- (独)日本学生支援機構留学生交流支援事業費補助金【1億円】

※( )内は前年度予算額、【】内は令和7年度補正予算額

(担当: 高等教育局参事官(国際担当)・大学振興課)

## 概要

- 世界的に学生の交流規模が拡大する中において、我が国にとって重要な国・地域の大学と質保証を伴った連携・学生交流を進め、国際通用性の高い教育を実現するとともに、我が国の高等教育の国際競争力の更なる向上を図る。
- 令和8年度は、既存の採択事業を着実に推進するとともに、人口増加や急速な経済成長を背景として国際場裡において存在感を高めるアジア諸国との質保証を伴う国際交流プログラムの構築・実施を支援する。本事業を通じて、アジア諸国との連携を深化させ、将来にわたる友好関係の架け橋となる人材を育成することで、アジアや世界の平和的発展への貢献を目指す。

【教育未来創造会議「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（第二次提言）」（2023年4月）】

- ・戦略的に留学生交流を推進すべき国・地域との大学間連携・学生交流を推進

【日中韓サミット（2024年5月）@韓国・ソウル】

- ・ASEAN加盟国の大学を含むまでに拡大した大学間交流プログラムであるキャンパス・アジアの模範的な役割を評価するとともに、2030年度末までに30,000人の学生参加を目標として積極的に支援を推進

【経済財政運営と改革の基本方針（骨太）2025年】

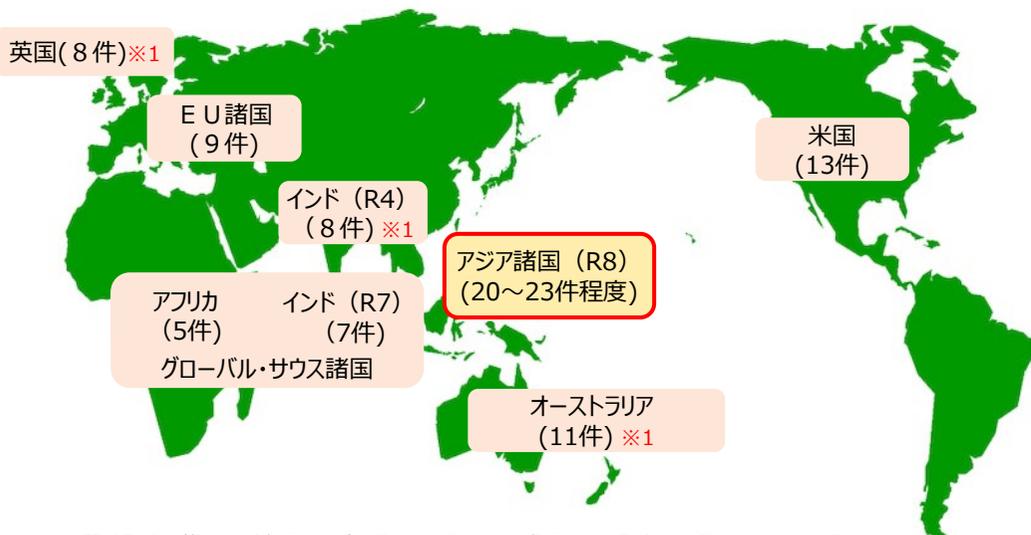
- ・G7を始めとした同志国やASEAN・インドを含むグローバル・サウスとの先端共同研究、研究者・学生交流など戦略的な国際連携を推進

## 事業内容

- 地域毎の高等教育制度の相違を超え、単位の相互認定や成績管理、学位授与等を行う先導的な質保証を伴う国際交流プログラムを開発・実施
- これらのプログラムにより、日本人学生の海外派遣と外国人学生の受入を促進（事業期間：最大5年間）

## 取組例

- ✓ 高等教育制度の相違を超えた質保証の共通フレームワークの形成
- ✓ 単位の相互認定、共通の成績管理の実施
- ✓ 国際共同学位プログラムの策定・実施
- ✓ 学修成果や教育内容の可視化
- ✓ 企業と連携による学生へのインターンシップ機会の提供



| 補助期間       | 対象国                               | 採択件数     |
|------------|-----------------------------------|----------|
| 令和4年度～8年度  | インド太平洋地域等（英・印・豪）                  | 14件 ※1   |
| 令和5年度～9年度  | 米国                                | 13件      |
| 令和6年度～10年度 | EU諸国                              | 9件       |
| 令和7年度～11年度 | グローバル・サウス諸国（インド・アフリカ）             | 12件      |
| 令和8年度～12年度 | アジア諸国（キャンパス・アジア、キャンパス・アジアプラス）（新規） | 20～23件程度 |

## 成果目標

- 日本の大学全体の国際通用性の向上
- 学生の成長を実現する教育力の向上
- J-MIRAIに掲げる目標（※）達成へ貢献  
（※）2033年までに外国人留学生40万人受入れ、日本人学生50万人海外派遣

※1：英・印・豪の複数の対象国と交流するものを含むため、各国における件数は延べ数となっている。

# 大学の世界展開力強化事業

～アジア諸国との大学間交流形成支援（キャンパス・アジア、キャンパス・アジアプラス）～

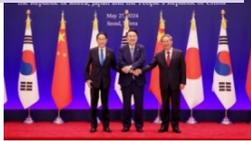
令和8年度予算額（案） 3.5億円  
（新規）



## 現状・課題、背景

- 国際秩序を揺るがす危機に世界が直面する中、アジアや世界の平和的発展のため、人口増加や急速な経済成長を背景として国際場裡において存在感を高めるアジア諸国との連携を深化させることの重要性が高まっている
- アジア諸国のうち複数の大学との協働により、学生交流を一体的に促進するプログラムを構築し、将来にわたる友好関係の架け橋となる人材を育成することが必要
- 政府間合意に基づき、将来にわたる友好関係の基盤である教育交流として、キャンパス・アジアを促進

### 第8回 日中韓サミット



### 【日中韓サミット（2024年5月）@韓国・ソウル】

ASEAN加盟国の大学を含むまでに拡大した大学間交流プログラムであるキャンパス・アジアの模範的な役割を評価。**2030年度末までに30,000人**の学生の参加を得ることを目標に、このプロジェクトを積極的に支援していく。

### 第4回 日中韓教育大臣会合



## 事業内容

事業実施期間 令和8年度～令和12年度（予定）

- 中国、韓国及びASEAN諸国の大学との**質保証を伴う国際交流プログラムの構築・実施、プログラム自走化のための改革、大学全体の国際通用性ある体制の構築**を一体的に行う先導的な大学を支援

- ① 第3モードから継続して、キャンパス・アジア（日中韓3か国）またはキャンパス・アジアプラス（日中韓3か国及びASEAN諸国）プログラムを実施

件数・単価 約10百万円～15百万円×15～17件程度（積算上）

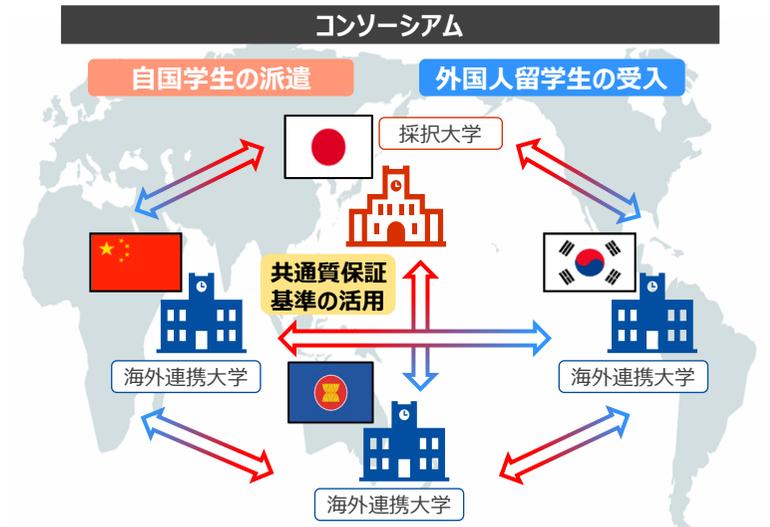
- ② 第4モードから新規に、キャンパス・アジアまたはキャンパス・アジアプラスプログラムを実施

件数・単価 約20百万円～23百万円×5～6件程度（積算上）

## キャンパス・アジアの拡大計画



2011～24年度実績：（派遣）約7,700名、（受入）約8,300名



- 友好関係の架け橋となる人材育成
- 大学間ネットワーク強化
- アジアにおける日本のプレゼンス向上
- 外交や安全保障への貢献

## アジアの平和的発展

(例)

### 質保証を伴う国際交流プログラム

- 質・量の両面で交流を一段と活性化させるため、**より特色や強みを活かしたプログラム**の開発・実施

### プログラム自走化のための改革

- 適切な受講料の設定・徴収や、**学外資源の獲得等**による補助期間終了後の複数年に渡る**プログラムの自走化の計画立案**

### 大学全体の国際通用性ある体制の構築

- 学修歴のデジタル化などの**教育DXの促進**や、**実渡航に繋がるカリキュラムや学事暦の柔軟化**、**安全保障貿易管理の強化を含む大学全体の国際通用性ある体制の構築**

## アウトプット（活動目標）

- ✓ 質を伴った学生交流プログラムの構築による、プログラムに参加する日本人学生の海外留学や外国人留学生受入の増加

## 短期アウトカム（成果目標）

- ✓ プログラムに参加する日本人学生の海外留学と外国人留学生の受入の増加

## 長期アウトカム（成果目標）

- ✓ 日本の大学全体の国際通用性の向上
- ✓ 学生の成長を実現する教育力の向上
- ✓ J-MIRAIに掲げる目標（※）達成へ貢献（※）2033年までに外国人留学生40万人受入れ、日本人学生50万人海外派遣

（担当：高等教育局参事官（国際担当））

# 大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業

(ソーシャルインパクト創出のための多文化共修キャンパス形成支援事業)

令和8年度予算額 (案) 15億円  
 (前年度予算額 15億円)



文部科学省

## 背景・概要

事業実施期間 令和6年度～令和11年度 (予定)

### 教育未来創造会議「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ (第二次提言)」(R5.4.27)

- 「多様な文化的背景に基づいた価値観を学び理解し合う環境を創出する」
- 「より強力に高等教育段階の人的交流を促進し、質の高い大学や留学生の交流を積極的に進め」「多文化共生社会への変革」を目指す

### 中央教育審議会「我が国の『知の総和』向上の未来像～高等教育システムの再構築～ (答申)」(R7.2.21)

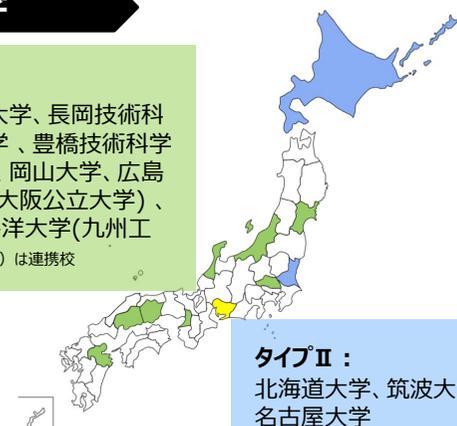
- 「日本人学生と外国人学生による多文化共修のための環境整備や海外との大学間連携等の強化を進める」

日本人学生と外国人学生がそれぞれの文化的多様性を活かし共に学修することを「多文化共修」と位置付け、これらの共修科目や科目群・コースなどの開発・実施・普及を通して、優秀な人材の育成・獲得や、更なる大学の国際化を図る。

## 選定大学

### タイプⅠ:

東北大学、埼玉大学、長岡技術科学大学、金沢大学、豊橋技術科学大学、大阪大学、岡山大学、広島大学、関西大学(大阪公立大学)、立命館アジア太平洋大学(九州工業大学) ※ ( ) は連携校



### タイプⅡ:

北海道大学、筑波大学、名古屋大学

## 事業内容

# 多文化共生社会の実現を牽引

### I. 地域等連携型

大学等が所在する、ないし教育研究活動を行う地域等との連携による多文化共修科目等を開発・実施。

- 件数・単価：10件×約100～150百万円

#### 具体的取組例

- 地方公共団体や企業、NPO・NGO・国際機関等と連携し、これらの機関が所在ないし活動する国内外の地域が抱える課題をテーマとする多文化共修科目等の開発・実施
- 地方公共団体や地域の企業等との連携による、優秀な外国人留学生の受入れ・定着

### II. 海外展開型

現地連携大学等に開設する海外拠点の活用により、日本人学生の海外留学を促進し、これらの日本人学生と現地連携大学等の学生等が参加する多文化共修科目等を開発・実施。

- 件数・単価：3件×約150百万円

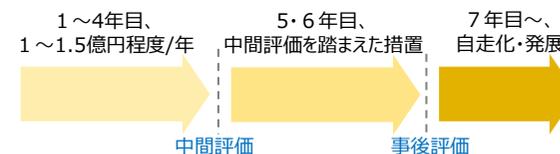
#### 具体的取組例

- 現地の連携大学や地方公共団体、企業、NPO・NGO・国際機関等と連携し、これらの機関が所在ないし活動する国内外の地域が抱える課題をテーマとする多文化共修科目等の開発・実施
- 海外拠点で行われる教育研究活動への参加者を始めとする、日本人学生の海外派遣

## 成果指標 (共通)

- ① 多文化共修 (科目数・参加学生数等)
- ② 大学全体の日本人学生の海外留学/外国人留学生数・割合
- ③ 外国人留学生の国内及び地域への就職人数・割合
- ④ プログラム実施の前提となる大学の国際化 (外国人留学生・外国人教員/外国語による授業)

事業実施のイメージ (予算措置は6年)



(担当：高等教育局参事官 (国際担当))

# 大学等の留学生交流の充実



令和8年度予算額（案） 344億円  
（前年度予算額 345億円）

令和7年度補正予算額 6億円



文部科学省

## 趣旨 ・ 目的

- 「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ <J-MIRAI>」を踏まえ、グローバルに活躍できる人材育成を強化。  
【2033年までの目標：日本人の海外留学50万人（うち高等教育段階38万人）、留学生受入れ40万人（同38万人）・国内就職等6割】
- ✓ より多くの日本人学生の留学のため、早期からの留学機運醸成や高校段階との連携とともに、経済的支援を含め安心して留学できる環境の整備が急務。
  - ✓ 多様で優秀な外国人留学生を呼び込み、国際的に開かれた日本社会における活躍を促進(国内企業・自治体等への定着等)。
  - ✓ G7、ASEAN、インドといった重点地域との留学生交流・大学間交流の強化。

## 大学等の留学生交流の支援等

97億円（96億円）

### 大学等の海外留学支援制度

97億円（96億円）

奨学金等支給による経済的負担の軽減

- ① 海外大学との協定に基づく留学生派遣・受入れの支援  
（早期留学経験により留学機運を醸成しつつ中長期留学の促進）
- ② 世界トップ大学の理系博士課程への留学の推進 等

- ・協定派遣型：56億円（56億円） 21.3千人分（21.3千人分）
- ・協定受入型：13億円（17億円） 4.2千人分（5.2千人分）
- ・大学院学位取得型：16億円（13億円） 0.5千人分（0.4千人分）
- ・学部学位取得型：11億円（10億円） 0.4千人分（0.3千人分） 等

## 多様で優秀な外国人留学生の戦略的な受入れ

248億円（250億円）

### 日本留学促進のための海外ネットワーク機能強化事業

（令和6年度-令和10年度：6拠点） 5億円（5億円）

ASEANやインド等の重点地域を中心に、在外公館などの関係機関、企業等との連携のもと、学生の早期からのリクルートや帰国後のフォローアップまでを一体的に促進する日本留学サポート体制の強化を実施。

### 外国人留学生奨学金制度

217億円（219億円）

- ・国費外国人留学生制度 174億円（176億円） 10.6千人分（10.7千人分）
- ・留学生受入れ促進プログラム（学習奨励費）  
32億円（32億円） 6.6千人分（6.6千人分）
- ・高度外国人材育成課程履修支援制度 2億円（2億円） 0.8千人分（0.8千人分） 等

### （独）日本学生支援機構運営費交付金（留学生事業）

60億円（59億円）

※留学生受入れ促進プログラム等の金額を除くと25億円（25億円）

留学を巡る諸外国の動向やデータ等の収集・分析・戦略提言の実施、留学生に対する学資金の支給、留学生宿舍の運営、日本留学試験等を実施。

### （独）日本学生支援機構留学生交流支援事業費補助金【1億円】

### （独）日本学生支援機構施設整備費【5億円】

※（ ）内は前年度予算額、【】内は令和7年度補正予算額  
（担当：高等教育局参事官（国際担当））

# 外国人留学生の在籍管理について

## 1. 背景

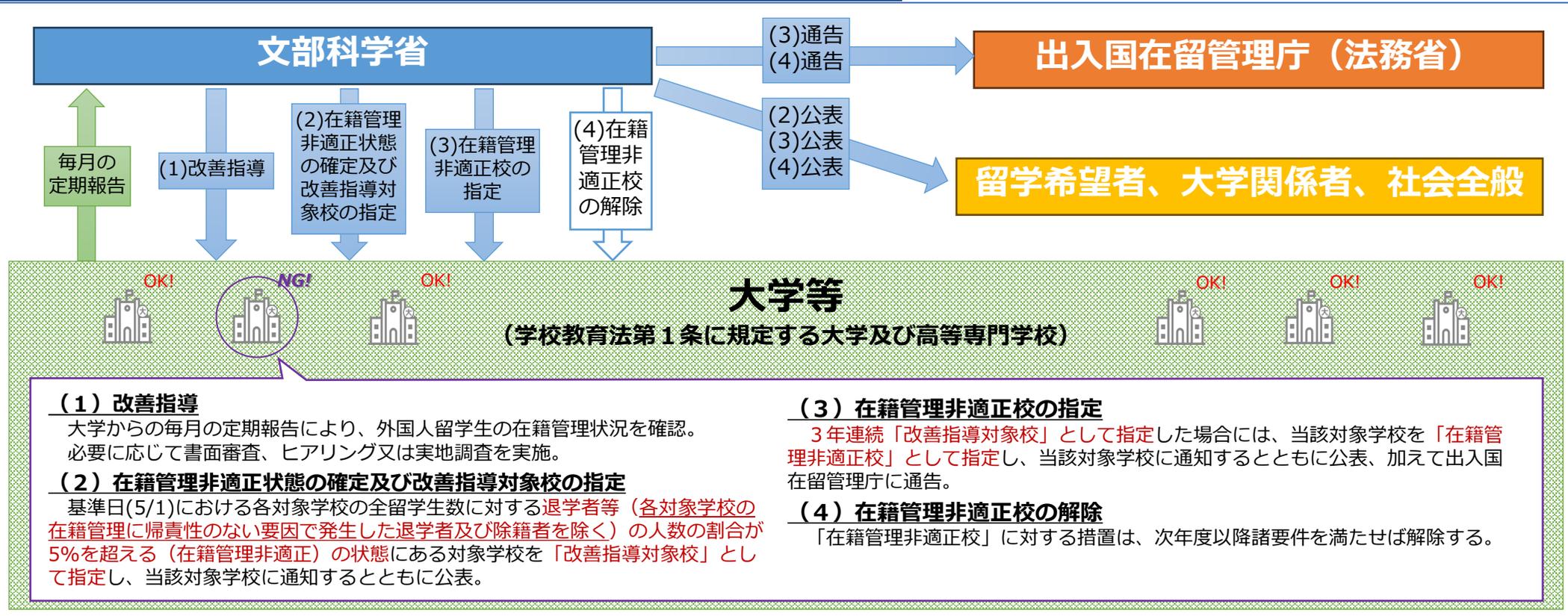
一部の教育機関において**所在不明者や所在不明を理由とした除籍者が多く発生**し、不法滞在・不法就労等につながっている実態が懸念されたことから「**留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針**（令和元年6月11日文科科学省・出入国在留管理庁）」を策定。

文科科学省において、在籍管理の徹底を各大学等へ再要請、退学者等の定期報告方法の見直し等を実施しつつ、出入国在留管理庁と連携して方針に基づいた対応策の制度化を検討することとなった。



上記対応方針及び教育未来創造会議第2次提言を踏まえ、**留学生制度全体の信頼・信用を維持し、外国人留学生の受け入れを推進**するため、「**外国人留学生の在籍管理が適正に行われない大学等に対する指導指針**（令和6年4月26日文科科学大臣決定）」を決定し、在籍管理の適正を欠く大学等に対する指導を実施。

## 2. スキーム（外国人留学生の在籍管理が適正に行われない大学等に対する指導指針）



## 3. スケジュール

令和6年度～指導指針の適用開始

令和7年度～「改善指導対象校」の指定開始

令和9年度～「在籍管理非適正校」の指定開始

# 外国人留学生の在籍管理の適正を欠く大学等（改善指導対象校）の指定について

## 【制度の概要】

- 令和6年4月に策定した「外国人留学生の在籍管理が適正に行われない大学等に対する指導指針」（文部科学大臣指針）に基づき、**外国人留学生の在籍管理の適正を欠く大学等を「改善指導対象校」として、今年度はじめて指定（※）し、今後も継続的に改善指導を実施する。**  
 （※）**大学等の在籍管理に帰責性のない要因で発生した退学者等を除き、基準日（令和6年5月1日時点）における大学等の全留学生数に対する1年間（令和6年4月～翌3月）の退学者等の人数の割合が5%を超える状態にある大学等を指定する。**
- 在籍管理の適正を欠く大学等においては、十分な手続きや指導・サポート等が実施されずに退学や除籍等につながる可能性が相対的に高くなることが考えられるため、**日本の大学等への留学を検討する外国人留学生や諸外国の教育機関を含む関係機関等に対する周知を目的として、指定した大学を公表する。**

## 【帰責性の判断基準】

- これまでに「外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等について（通知）」などで大学等に周知してきた内容を基にして、「帰責性の判断基準」を以下のとおり設定し、**各退学者等について、（1）～（5）に示す5項目に該当するかどうかの判定を行い、いずれかに該当する場合は帰責性ありと判断する。**
- ただし、たとえば、本人の死亡や家計急変等の家庭の事情等、**大学等の在籍管理に必ずしも「帰責性がある」とは認められない場合は該当から除く。**

|     |          |   |
|-----|----------|---|
| (1) | 日本語能力    | 入学者選抜において、日本語など必要な能力（日本語で授業を行う場合、日本語能力試験N2レベル相当以上が目安）の確認が不十分で、入学後の日本語などのサポートも不十分な場合 |
| (2) | 経費支弁能力   | 経費支弁能力を有することの確認が不十分で、授業料未納が原因で除籍している場合  |
| (3) | 入学後のサポート | 入学後の修学・生活支援や心身の健康管理等を含むサポートが明らかに不十分な場合  |
| (4) | 入学者選抜    | 入学者選抜において、本来出願資格とするべき経費支弁能力の多寡や最終学歴等、または年齢に応じた配点を設定しており、その得点を考慮しなければ入学に足る点数とならない場合  |
| (5) | その他      | 上記には当てはまらないが、「帰責性がある」と判断される個別事情がある場合  |

- **令和7年度には「改善指導対象校」として2校を指定し、公表しているが、指定しない大学等においても、当該基準を踏まえて、引き続き留学生の適切な受入れ及び在籍管理等に努めていただきたい。**

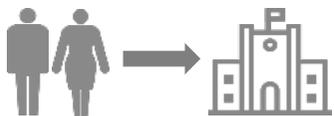
# 大学等における外為法に基づく安全保障貿易管理について

大量破壊兵器の開発や、通常兵器の過剰な蓄積をしている国等に高度な技術や貨物が渡ることによる国際的な脅威を未然に防ぐことが不可欠

⇒経済産業省等が所管する外為法に基づき、輸出や技術提供を行う全ての事業者は、適切な安全保障貿易管理を行うことが求められており、大学や研究機関等においても対応が必要

## 大学等の身近な例

### ●外国人研究者・留学生の受入れ



### ●国際共同研究



### ●外国出張



### ●国際学会



## 外為法に基づく安全保障貿易管理

- 我が国では、「外国為替及び外国貿易法（外為法）」に基づき、適切な安全保障貿易管理が必要
- 特に大学等が留意すべきことについては、経済産業省が「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）」を作成し、周知・徹底を要請

### 大学等に求められる主な取組

- 組織体制の整備・運用**
  - ・担当部署等の決定・設置
  - ・関係規程の策定
  - ・学内研修 等
- 技術の提供や機器等の輸出の確認手続**
  - ・定められた手続の徹底（用途・相手先等の確認 等）
- 研究者・留学生等の出入国等における確認手続**
  - ・留学生等への技術提供等に係る管理
  - ・共同研究の実施時の管理 等



## 文部科学省の取組

- 大学・研究機関等に安全保障貿易管理の徹底を要請する通知を发出
- 文科省・経産省の共催で、**大学・研究機関等向けの説明会**を毎年実施
- 文科省主催の大学等向けの会議**においても、制度の周知・意識啓発を実施
- 文科省・経産省合同で、**大学における体制整備等の状況確認のための調査**を毎年実施

## 今後の方向性

- 引き続き、経済産業省と連携し、「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス」の周知を図るなど、大学等における体制整備を進める。
- 大学・研究機関等における**技術流出防止の強化と研究成果の創出・育成のバランス**を図りながら安全・安心を実現していくことが重要であり、現場の**研究者が萎縮することのないよう**、引き続き、関係府省庁と連携して取り組む。

# 大学における体制整備・規程策定状況等（令和7年実施調査結果詳細版）

雇用契約や経済的利益等に基づき外国政府や外国人（非居住者）の強い影響を受けている状態（特定類型）に該当する居住者への技術提供についてはみなし輸出の管理あることから、雇用契約書や入学願書等により受け入れる教職員や留学生の特定類型該当性を確認する手続き及び該当者への技術提供がリスト規制・キャッチオール規制に該当するか確認する手続きの策定についてご検討をお願いいたします。

下線部（例）外国政府から留学資金の提供を受けている学生 ※回答数は、国立大学85校、公立大学44校、私立大学212校、機関法人4機構の計345校・機構。

|              | 項目   | 国立             | 公立            | 私立             | 大学共同利用<br>機関法人 | 計              |
|--------------|--|----------------|---------------|----------------|----------------|----------------|
| 必須           | ①該非確認責任者を定めている大学数【※1】  | 85<br>(100.0%) | 40<br>(90.9%) | 178<br>(84.0%) | 4<br>(100.0%)  | 307<br>(89.0%) |
|              | ②安全保障貿易管理担当部署を設置している大学数【※2】                                      | 85<br>(100.0%) | 41<br>(93.2%) | 178<br>(84.0%) | 4<br>(100.0%)  | 308<br>(89.3%) |
|              | ※②のうち、専任部署を設置している大学数   | 11<br>(12.9%)  | 0<br>(0.0%)   | 4<br>(2.2%)    | 0<br>(0.0%)    | 15<br>(4.9%)   |
|              | ③安全保障貿易管理内部規程を策定している大学数【※3】                                      | 85<br>(100.0%) | 40<br>(90.9%) | 178<br>(84.0%) | 4<br>(100.0%)  | 307<br>(89.0%) |
|              | (内部規程はないが、輸出・技術提供がリスト規制、<br>キャッチオール規制の確認手続きを定めている大学数を含む)         | 85<br>(100.0%) | 41<br>(93.2%) | 179<br>(84.4%) | 4<br>(100.0%)  | 309<br>(89.6%) |
| 推奨<br>(一部必須) | ④外国人留学生等の受入れ時におけるリスト規制<br>・キャッチオール規制の確認手続きを規程している大学数【※4】         | 85<br>(100.0%) | 38<br>(86.4%) | 166<br>(78.3%) | 3<br>(75.0%)   | 292<br>(84.6%) |
|              | ⑤特定類型該当者への技術提供がリスト規制・キャッチオール規制に<br>該当するかについて確認する手続きを定めている大学数【※4】 | 76<br>(89.4%)  | 31<br>(70.5%) | 133<br>(62.7%) | 3<br>(75.0%)   | 243<br>(70.4%) |
|              | ⑥取引相手先を確認している大学数（入口管理）【※5】                                       | 85<br>(100.0%) | 40<br>(90.9%) | 179<br>(84.4%) | 4<br>(100.0%)  | 308<br>(89.3%) |
| 推奨           | ⑦帰国時の注意喚起を実施している大学数（出口管理）【※6】                                    | 71<br>(83.5%)  | 36<br>(81.8%) | 131<br>(61.8%) | 2<br>(50.0%)   | 240<br>(69.6%) |
|              | ⑧教職員や留学生等の特定類型該当性を雇用契約書や入学願書<br>等により確認する手続きを定めている大学数             | 81<br>(95.3%)  | 29<br>(65.9%) | 133<br>(62.7%) | 4<br>(100.0%)  | 247<br>(71.6%) |
|              | ⑨リスト規制該当技術を持っていると回答した大学数   | 61<br>(71.8%)  | 18<br>(40.9%) | 78<br>(36.8%)  | 3<br>(75.0%)   | 160<br>(46.4%) |

※1 貨物の輸出や技術の提供（入国後6ヶ月未満の留学生への教授等）を業とする大学は、該非確認責任者の選任が必須。

※2 経済産業省の指定するリスト規制該当技術を外国に提供等する大学は、輸出管理体制（業務分担・責任関係等）を定めることが必須。

※3 経済産業省の指定するリスト規制該当技術を外国に提供等する大学は、統括責任者の選任や、輸出管理体制や用途確認等の手続きを定めることが必須。

※4 技術提供全般において、確認手続きを規定することを推奨

（リスト規制該当技術を外国に提供等する場合には、当該確認手続きの規定は必須。特定類型に該当する者に規制対象の技術を提供する場合には、経済産業大臣からの許可が必要。）

※5 取引全般において、取引相手先の確認を推奨（リスト規制該当技術等を外国に提供等する場合には、当該確認は必須。）

※6 出口管理において、安全保障貿易管理に係る注意喚起を実施することを推奨。